

農業政策について

社団法人長野県農業担い手育成基金による新規就農者への助成金事業について

長野県 食と農業農村振興計画では、長野県農業を維持していくためには年間200人の新規就農者が必要であり、その確保のために研修事業や里親制度、就農支援金の支給などの事業を実施してまいりましたが、新規就農者の確保は平成17年度から現在まで、年間150人前後で、新規就農者数は確保されていないわけです。

本年9月17日、長野県農業経営者協会主催の知事と語る会に私も参加させていただきましたが、その中で2人の会員の意見発表がありました。

1人の方から農業の人材育成についてと言うテーマでの提案でありました。その内容は、新規就農者や地域の担い手農業者が、しっかり産地や技術・集落を守ってくれる人材がいれば、年をとって後継者がいなくても地域全体で後継者が育っていれば、安心して農業が続けられる、そのような新規就農者や担い手農業者が育つことこそ重要であると言われておられました。

そこで、新規就農者や担い手の育成のために長野県担い手育成基金事業は県全体の事業費の中では大きなウエイトを占め、実績を上げてまいりました。

この基金事業は、県が5億円・JA関係で10億円・市町村5億円等、合計20億20万円の出資金の運用益によって新規就農者や担い手育成のために助成をしているものです。

しかし平成20年度一般会計事業費は、1億3千万円であったものが、平成21年度には4千260万円余までに下がり、研修費助成や農地賃借料助成など、6事業が半額から3分の1となり、新規就農者支援金・若い農業者への組織活動助成など、7事業は休止となっているものであり、これらの事業は3年間継続することとなっている事業や、一定額を一定期間支給することになっているもので、本年度から運用益が少ないからといって支給されないのでは、農地の賃借料や営農資金・家賃の支払い等に影響が出ているわけです。

この事業の主体は、新規就農者育成と担い手育成であります。運用益の多少で農業経営に影響が出るような基金のあり方は見直すべきだと思います。

この事業は、3年間定額助成のため予定していた助成金が減額されたり休止されたりすることにより、生活設計や営農計画が難しくなり、研修意欲が低下したり、就農計画の未達成や栽培施設設備が出来ず、目標とする経営が出来なくなり、最悪の場合離農する就農者の出ることも心配されるわけです。

本定例会の補正予算社会部関係で、住居のない離職者に対して月額41,300円の住宅手当の支給がありますが、県農業担い手育成基金では現在、新規就農者の52人が住居費の助成を受けているわけですが、月額1万円から3,000円に減額となっているものであります。団体や事業目的は違うかも知れませんが、住居のない人の助成から見ると予算編成上整合をはかるべきだと思います。

また本年度の減額や、休止分を単費で賄うことを検討している市町村もあると聞いています。就農希望者の就農や研修意欲の向上を図る上で、県が減額された助成額を補てんすることが当然と思われるます。

県出資の外郭団体の公益法人制度改革に伴う移行と見直しについて

今まで公益法人とされていた社団・財団法人は、各種の税制特例措置を受けて事業を行って来たわけですが。昨年の12月から公益法人制度改革により今までの社団・財団法人を一般社団・財団法人とするか、公益社団・財団法人とするか、平成25年11月までに選択し、移行することになっているものです。

公益社団・財団法人を選択する場合は、税制特例措置は受けられるものの、その法人が行う事業のうち事業費ベースで50%以上が公益的の事業を行うこととなっているものです。

公益目的事業とは、学術・慈善などの公益事業の他、不特定多数の利益の増進に寄与するものを言うこととなっているもので、特定された事業をしているだけでは税制特例措置のある公益社団・財団法人には移行出来ないこととなるわけです。

そこで、長野県の出資している外郭団体は43あるわけですが、そのほとんどが社団・財団法人となっているものです。移行期間は、あと4年あるわけですが、移行手続きや事業内容の検討・移行後の収支計画・プロパー職員の処遇などを考えると、ここ1~2年のうちに方向を出さなければならないと思われまます。

また、移行に合わせて県、外郭団体の見直しをどうするかとの密接な関連があるわけです。

平成20年1月、長野県出資外郭団体改革基本方針が出されていますが、その中で、明確な方針が示されていません。

現在の外郭団体の活動内容からしてこのままでは、税法上の優遇措置のある公益社団・財団法人に移行することは困難であると思うわけです。

そこで、移行期限までに業務内容の見直しや、同様の目的をもった団体の統合、また、廃止など、総合的に判断しなければならないと思うわけです。

したがって各団体が個々に今後のあり方を検討するだけでなく、県として総合的にどのようにしていくか基本方針の再検討をし、移行計画を策定すべきだと思います。

教育委員会にかかわる新型インフルエンザ対策について

国では、ワクチン接種対象者の順番を発表し、最優先グループと優先グループに分け、健康な小・中・高校生は最優先グループの次に接種を始めることとなっていますが、現在発症者の多数を占める小中高校生が一ランク下で、接種が遅れるわけですが、集団感染等の対応や日常の対応についてどのように考えているのか。

ワクチン接種の費用負担ですが、一般的に定期接種は市町村が公費で負担しているわけでありますが、任意接種となると原則的に全額自己負担となり、2回接種で6,000円～7,000円と言われてはいますが、経済的理由で接種出来ない事のないようにしなければならないと思うわけです。

集団感染は各学校の初期対応が重要となるわけですが、検査体制など保健所との連携、対応はどのようにしているのか。

学校や保育所の休園・学校・学級閉鎖にかかわる共働き世帯などの子供の受け入れ態勢についてどのように考えているのか。

集団発生等高校入試の対応についてどのように考えているのか。

新型インフルエンザの全国的流行の時期に入った場合について、現在は生徒の10%の感染で学級閉鎖や学校閉鎖をするとの基準を設けていますが、学級で2人以上感染した場合に学級閉鎖する県もあるわけです。

今後感染の状況を見て対応を決められるか、また、休園や学級・学校閉鎖にかかわる子供の預け先については、行政だけでなく企業の理解を得る対策が必要です。特別休暇を認める制度を設けるとか具体的対応はどのように考えているのか。

答弁については県議会のホームページをご覧ください。

